平成29年度　保育士修学資金貸付等募集要項

この貸付けは、保育士修学資金のほか、保育所等への就職準備及び未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料金を貸し付け、岩手県で保育士業務に従事する者の養成・確保や、保育士の就職・就労支援を図ることを目的として実施します。

なお、一定の条件を満たすことで、貸付金の返還が免除されます。

保育士修学資金貸付

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の６に基づき、都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、卒業後、岩手県内において業務に従事しようとする者です。

なお、次に該当する場合は、この貸付けを利用することはできません。

・岩手県以外の都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金貸付金を利用している者

・保護者等の市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上の者（前年収入が９１０万円程度が目安）

(1)　募集期間

平成29年７月10日から平成29年９月15日まで

なお、平成 29 年度分については、４月に遡って貸付けが可能です。

(2)　貸付額

月額 50,000 円以内（無利子）

入学準備金として 200,000 円以内、就職準備金として 200,000 円以内をそれぞれ加算することができます。（無利子）

なお、養成施設を卒業後１年以内に保育士登録を行い、岩手県内の保育所等において、児童の保育等の業務に５年間従事した場合は、返還を免除します。

(3)　貸付期間

養成施設に在学する２年間です。

ただし、４年制の養成施設に在学する者は、３年次及び４年次の２年間とします。

(4)　申請方法

貸付けを希望する者は、次の書類を下記の「問合せ先・申請先」に提出してください。

なお、<u>岩手県内に所在する養成施設にあっては、各施設を通じて提出してください。</u>

① 保育士修学資金貸付等申請書（第１号様式）
② 推薦書（第２号様式）
③ 申請者の住民票抄本の写し
④ 連帯保証人の住民票抄本の写し
⑤ 保護者等の課税証明書
⑥ 保護者等の所得証明書
⑦ 保育士修学資金貸付等における個人情報の取扱いについて（同意書）
⑧ その他会長が必要と認める書類

⑸　貸付の決定

貸付を決定した場合は、申請者に貸付決定通知を送付します。

審査の結果、不承認となる場合があります。また、予算の範囲内で決定します。

⑹　貸付金の交付

貸付決定通知と併せて郵送する誓約書（第４号様式）、保育士修学資金貸付等振込口座申込（変更）届（第５号様式）を提出後、指定口座に振り込みます。

問合せ先

この貸付けに関しての問合せ先は、次のとおりです。

〒０２０－０８３１　盛岡市三本柳８地割１番３

社会福祉法人　岩手県社会福祉協議会

福祉経営支援部　保育士修学資金貸付等担当　菊池・中島

ＴＥＬ　０１９－６０１－７０２２　平日９時～１７時